



品目分類について

関税協会大阪支部研修会資料

大阪税関 業務部 関税鑑査官部門

令和2年1月23日

1. 関税とは

関税は、輸入品に課せられる税

国家が法律又は条約により輸入貨物に課し、原則として、その貨物を輸入する者から徴収する租税(関税法第3条及び第6条)

租税法律主義

租税を課すには法律の定める規定による(憲法第84条)

関税額の計算

$$\text{関税額} = \text{課税標準} \times \text{関税率}$$



品目によって異なる

物品を、品目表の品目毎にその課すべき関税率あるいは関税率の上限を示した表(品目表+関税率)(関税定率法第3条別表)を基に、正しい分類を行い、計算する



関税率を知るには、まず品目の分類を知る必要がある。

2. 品目分類について

・ 品目分類とは

輸入貨物が関税率表上のいずれに分類されるかを決定することを「**品目分類**」(または「**関税分類**」)という。

HS条約(1988年発効)

(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)

International Convention on the Harmonized Commodities Description and Coding System

WCO(世界税関機構)が管理

- ① 関税率の適用にあたり、統一性・透明性を確保する必要。
- ② 国際関税交渉において対象品目の範囲・定義を明確に定める必要。

関税率表はHS条約のHS品目表(6桁)に基づく

- すべての「モノ」を統一基準で分類。
- 農産物から工業品まで、まずは2桁の数字で第01類から第97類まで分類し、それぞれの類の中で項(数字4桁)、号(数字6桁)まで細分化。
- 各国の裁量で6桁から更に細分を設けることも可能(日本は9桁まで細分化)。

3. 品目分類について

・ 分類の概要 (9, 377品目) H31. 4. 1現在

数字が小 ↓ 大 (加工度がアップする傾向)

生きているもの～食品関連等		化学品関連等		衣類・靴等身につける製品等		石製品、金属製品、機械、その他の製品		
第1部 第1類 生きている動物 第2類 肉 第3類 魚 第4類 酪農品等 食用の動物性生産品 第5類 その他の動物性生産品	第2部 第6類 植物 第7類 野菜 第8類 果実 第9類 茶・香辛料 第10類 穀物 第11類 粉粒 第12類 種・飼料用植物 第13類 樹脂・エキス 第14類 植物性生産品	第5部 第25類 塩・土石類 第26類 鉱石 亜鉛鉱 第27類 鉱物性燃料 石油	第8部 第41類 原皮・革 第42類 革製品・容器類 第43類 毛皮・その製品	第9部 第44類 木材・その製品 第45類 コルク・その製品 第46類 樹物材料の製品 第10部 第47類 ハルブ 第48類 紙・その製品 第49類 印刷物	第13部 第68類 石の製品 第69類 陶磁製品 第70類 ガラス	第15部 第72類 鉄鋼 第73類 鉄鋼製品 第74類 銅・その製品 第75類 ニッケル・その製品 第76類 アルミニウム・その製品 第78類 鉛・その製品 第79類 亜鉛・その製品 第80類 すず・その製品 第81類 その他の半金属・その製品 第82類 半金属製の工具・道具 第83類 各種の半金属製品		
第3部 第15類 油脂 マーガリン	第4部 第16類 肉・魚等の調製品 第17類 糖類・砂糖菓子 第18類 ココア・その調製品 第19類 粉粒・穀物・ミルクの調製品・ベーカリー製品 ラビオリ 第20類 野菜・果実の調製品 キムチ 第21類 各種の調製食品 第22類 飲料(酒類含む)・食酢 第23類 食品から出たくず・調製飲料 第24類 たばこ	第6部 第28類 無機化学用品 第29類 有機化学用品 第30類 医薬用品 第31類 肥料 第32類 着色料・ペイント・インキ 第33類 香料・化粧品類 第34類 界面活性剤・ろう 類製剤清剤 たんぱく系物質・ 変性でんぷん・接着剤 第35類 第36類 火薬類 花火 第37類 写真用の材料 第38類 各種の化学工業生産品	第11部 第50類 絹・絹織物 第51類 羊毛・獣毛・これらの織物 第52類 綿・綿織物 第53類 その他の植物性紡織用繊維・その織物 第54類 人造繊維の長繊維・その織物 第55類 人造繊維の短繊維・その織物 第56類 ウォーディング・フェルト・不織布・ 特殊糸・綱・ケーブルこれらの製品 じゅうたん、その他床用敷物 第57類 第58類 特殊織物 第59類 表面加工織物 第60類 メリヤス織物の長繊維・その織物 第61類 メリヤス織物の衣類 第62類 織物の衣類 第63類 紡織用繊維のその他の製品 中古衣類	第12部 第64類 履物 第65類 帽子 第66類 傘・つえ・むち 第67類 羽毛・造花・かつら	第14部 第71類 寶石・貴金属・ これらの製品 第16部 第84類 原子炉・機械類 第85類 電気機器、音声・映像の 記録・再生・送信・受信機器 第19部 第93類 武器	第17部 第86類 鉄道 第87類 自動車 第88類 航空機 第89類 船舶 第20部 第94類 家具・照明器具・ 寝具・プレハブ 第95類 がん具・運動用具 第96類 雑品	第18部 第90類 光学機器・ 測定機器・医療用機器 第91類 時計 第92類 楽器 第21部 第97類 美術品・こつう	

輸出入されるあらゆる貨物が必ずどこかに分類される！

※ただし、人間の死体、燃えている火、空気(除く、圧縮空気)は除かれる。

3. 品目分類について

・ 関税率表の構成

第8部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
 第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

2018年4月1日現在

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate				
番号 H.S. code			基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC
42.03		衣類及び衣類附属品(革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)					
4203.10		衣類					
	100	1 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	40%		16%		
	200	2 その他のもの	12.5%		10%		
		手袋、ミトン及びミット					
4203.21		特に運動用に製造したもの					

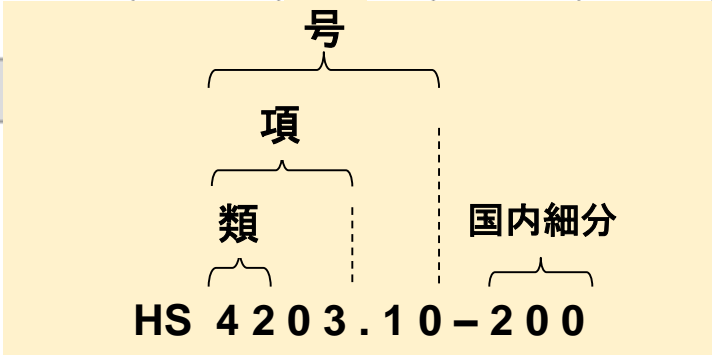
部

類

項(4桁)

号
(6桁)

統計細分
(国内細分)



3. 品目分類について

・ 品目分類に必要な商品把握

成分
・何からできてるのか？
原料、成分割合、商品に特性を与えているのは何か

製法
・どのようにして作られたか？
製造工程、原料が変化したか、加熱、調理、etc

性状
・形、大きさ、重さ、色、etc

用途
・何に、どのように使うのか？
業務用、家庭用、小売用、医療用、子供用、etc

包装
・どのような包装か？

品名だけでは品目分類ができないので、成分・製法・性状・用途・包装などを把握する。
少しの違いで、異なる税番に分類されることもあります。

3. 品目分類について

・ 関税率表の解釈に関する通則

関税率表上における所属の解釈の基本

◆ 分類の基本的な国際ルール

HS条約のHS品目表の「統一システムの解釈に関する通則」（条約附属書の冒頭）と同じ。

◆ 6つのルールで構成（通則 1～6）

◆ 通則1～5は、4桁（項）の所属を決定

◆ 通則6は、6桁（号）の所属を決定

3. 品目分類について

・ 通則の構成

項(4ケタ)を決定

位 優
先 順

定

の所属決定

号(6ケタ)を決定

通則1 基本原則

通則2 項の範囲を拡大する規定

通則3 複数の項に属する場合の所属決

通則4 該当する項が見当たらない場合

通則6 (項のなかでの号の決定方法)

3. 品目分類について

・ 通則1

部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。

解説

【項の規定】

HSコードを構成する2桁の類の表題より、部や類の注及び4桁の項の規定が優先される。

「類(2桁)の表題」

第01類 動物 (生きているものに限る。)

「項(4桁)の規定」

第03.01項 魚 (生きているものに限る。)

魚は動物ではあるが、
第01類ではなく第03類

【部又は類の注の規定】

第01類 注1(c) 第95.08項の動物はこの類に含まれないことを規定

(参考) 第95.08項の動物とは、サーカス、動物園、その他類似の巡回動物ショーの一部を構成する動物

3. 品目分類について

・ 通則 2

- (a) 各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品(この2の原則により完成したのとみなす未完成の物品を含む。)で、提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるものを含む。
- (b) 各項に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品も含む。二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3の原則に従って決定する。

解説

- (a) 項の規定は基本的に完成品についてのものであるが、この規定により未完成の物品と未組み立ての物品も完成品の項に分類されることを規定している。

例: サドルのない自転車、組立て家具一式

- (b) 二以上の材料又は物質から成る物品を一の材料から成る物品として分類できることを規定しているが、その決定方法は通則3によることを規定している。

3. 品目分類について

・ 通則 3

2(b)の規定の適用により又は他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。

ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは結合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。

(b) 混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であって、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。

(c) (a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

3. 品目分類について

・ 通則 4

前記の原則によりその所属を決定することができない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に属する。

解説

項の決定については通則3までで分類できるように規定されているため、この通則が使用されることはほとんどない。

使用される場合は品目表の不備とも言えるため、HS改正にて品目表が修正されて対応されることがほとんどである。

例: 炭化したとうもろこしの芯(44.02)

第44.02項は木炭や植物性の殻又はナットの炭が分類される項であり、とうもろこしの芯から作る炭については記載がないが、他に分類される項がなく製法、性状等が類似であることから分類された事例

3. 品目分類について

・ 通則 5

前記の原則のほか、次の物品については、次の原則を適用する。

(a) 写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させたものであって、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれる。ただし、この(a)の原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。

(b) (a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。ただし、この(b)の規定は、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、適用しない。

解説

(a)は、いわゆる専用容器が特定の条件を満たしていれば、収納する本体と一緒に本体のHSコードで分類されるという規定。

(b)は、ダンボール箱のような包装容器は、反復使用するものを除き個別で考えることなく包装する本体と一緒に本体のHSコードで分類されるという規定。

3. 品目分類について

・ 通則 6

この表の適用に当たっては、項のうちいずれの号に物品が属するかは、号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、この場合において、同一の水準にある号のみを比較することができる。この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

解説

通則1～5はHSコード4桁である項を決める際の規定だが、HSコード5桁目、6桁目の号を決める際にも準用するという規定

また、その際準用した通則で比較する桁数を5桁目なら5桁目同士、6桁目なら6桁目同士で揃えることも規定

4. 事前教示制度について

事前教示制度とは

関税の課税の多様性、新規商品についての税表分類の技術的困難性を考慮し、適正かつ円滑な納税を確保するため導入された**輸入者のための制度**

事前教示制度の種類

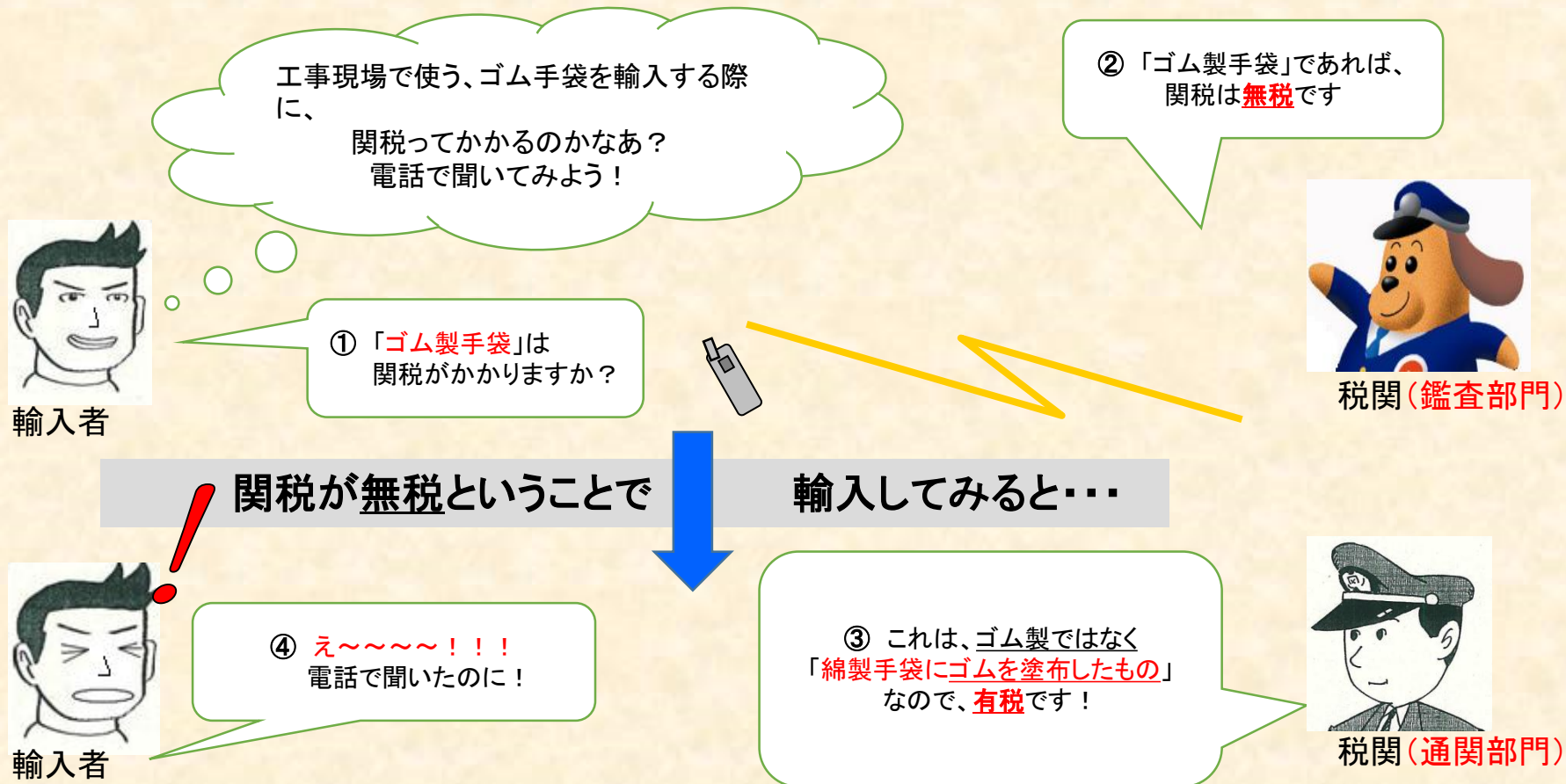
- 口頭(含eメール)による照会
- 文書(照会書:税関様式C第1000号)による照会

事前教示の**対象外**貨物

- 架空貨物 (例えば・・・はダメ)
- 不服申し立てや訴訟等の紛争中の貨物
- **輸入申告中の貨物**

4. 事前教示制度について

口頭照会の場合（回答期間：ほぼ即日）



口頭での回答ですので、**輸入通関の際は単なる参考情報にすぎません。**

4. 事前教示制度について

文書照会の場合（回答期間：最長30日）



初めての輸入なので、
文書で関税分類の照会をしたいのです
が...

照会書



輸入者

事前教示に関する照会書
照会者: 財務商事(株)
品名: 綿製手袋
型番: GLOBE-2
照会貨物の説明:
製法: 綿糸で編んだ手袋の表面
にゴムを塗布したもの
用途: 作業用
包装: 1ダース/箱



こちらが**回答書**になります。
輸入申告の時に、窓口で提示して下さい。
全国どこで輸入されても有効なので、安心して下さい！

回答書

事前教示回答書
税番: 6116.10-161
税率: **協定 7.4%**
特恵: Free(無税)
品名: 綿製手袋
概要: 綿製手袋にゴムを塗布
したもの



税関（鑑査官部門）

文書事前教示には、サンプルを含めた**貨物についての詳細な資料の提出**が必要となります。

(参考)税関HPの活用について

[このページの本文へ](#)

[サイトマップ](#)

[English](#)



税関
Japan Customs

文字サイズ [+ 大きく](#)

[元に戻す](#)

[- 小さく](#)

[検索](#)



！ 年末特別警戒実施中



安全・安心な社会のために



写真提供：名古屋税関

[ホーム](#)

[海外旅行の手続き](#)

[輸出入の手続き](#)

[水際での取締り](#)

[貿易統計](#)

[カスタムスアンサー](#)

トピックス



RSS 一覧



イチおし動画

[日米貿易協定に関する資料掲載について](#)

[日米貿易協定の合意内容に関する業務説明会\(12/3掲載\)日程表更新](#)

[「令和元年台風第19号」の被害に対応した税関手続について](#)

[「EPA利用に係るアンケート」の分析結果\(日本関税協会\)](#)

[「日EU・EPA自己申告制度の手続簡素化に係る説明会資料」の掲載](#)

[税関検査場電子申告ゲートの運用を開始\(最終更新8月27日\)](#)

[原産地規則ポータル](#)

[知的財産侵害物品の取締り](#)



ピックアップ

政策

- [所管法令等](#)
(法律・政令・省令・告示・通達等)
- [特殊関税](#)
- [特惠関税](#)
- [審議会・研究会](#)
- [政策評価\(関税局・税関関連\)](#)
- [国際機関\(WTO・WCO\)](#)
- [地域協力\(APEC・ASEM\)](#)
- [経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)
- [日米貿易協定](#)
- [原産地規則ポータル](#)
- [税関相互支援協定\(CMAA\)](#)
- [保税地域制度](#)

輸入手続

- [実行関税率表](#)
- [関税率表解説・分類例規](#)
- [外国為替相場\(課税価格\)](#)
- [各種様式・記載要領](#)
- [税関関係用語集](#)
- [輸入貨物の品目分類事例](#)
- [輸入貨物の関税評価事例](#)

事前教示

- [品目分類\(回答事例\)](#)
- [関税評価\(回答事例\)](#)
- [原産地\(回答事例\)](#)
- [減免税\(回答事例\)](#)

広報・報道

- [報道発表資料](#)
- [各税関の事件発表](#)
- [パンフレット・ポスター・ビデオ](#)
- [関税局・税関の動き](#)

その他

- [e-Gov\(イーガブ\)](#)
- [☐](#)
- [情報公開・個人情報保護](#)
- [パブリックコメント](#)
- [調達情報](#)
- [通関士試験](#)
- [通貨・証券等の返還状況](#)
- [よくある質問](#)
- [利用規約](#)
- [リンク](#)
- [お問合せ](#)

文書事前教示の回答事例
を検索可能!

関税率表等を掲載

参考事例を掲載

[ホーム](#)[海外旅行の手続き](#)[輸出入の手続き](#)[水際での取締り](#)[貿易統計](#)[カスタムスアンサー](#)[全国の税関](#)[函館](#)[東京](#)[横浜](#)[名古屋](#)[大阪](#)[神戸](#)[門司](#)[長崎](#)[沖縄](#)現在位置: [ホーム](#) > [輸出入手続](#) > [事前教示回答\(品目分類\)](#)

事前教示回答(品目分類)

事前教示回答(品目分類)では、公開可能な事前教示回答の内容(一般的品名、税番、貨物概要等)が検索できます。

[▶ 事前教示回答\(品目分類\)検索画面△](#)

それぞれの項目には、以下の情報が表示されます。

事前教示回答項目

登録番号	事前教示回答書の登録番号
税関	事前教示回答を行った税関
処理年月日	事前教示回答書の作成処理が終了した日付
一般的品名	照会貨物の一般的な品名
税番	照会貨物の税番(9桁から成ります。)
関税率	処理年月日の属する年度(もしくは暦年)の関税率(年度(もしくは暦年)によって、税率が異なる場合があります。)協定税率の()内の税率は、関税と日本国政府又はその代行機関が徴収する額との合計、又は、関税と調整金の合計を示しています。
内国税率	処理年月日の属する年度の内国税率(年度等によって、税率が異なる場合があります。)
法令	税関限りの意見に基づく他法令に係る情報 (正式な回答を要する場合には、主管官庁に必ず照会して下さい。)

事前教示回答事例(品目分類関係)

検索

入力

※ 検索したい項目を選択し、キーワードを入力してください。

全項目

公開可能な事前教示回答の内容(一般的品名、税番、貨物概要等)のすべてを対象にして、キーワードが含まれている情報が検索されます。

複数のキーワードを指定する場合は、間にスペース(空白)を挿入してください。

複数のキーワードを指定した場合、絞り込み条件を指定してください。

一般的品名

一般的品名に限定して、キーワードが含まれている情報が検索されます。

複数のキーワードを指定する場合は、間にスペース(空白)を挿入してください。

複数のキーワードを指定した場合、絞り込み条件を指定してください。

貨物概要

貨物概要に限定して、キーワードが含まれている情報が検索されます。

複数のキーワードを指定する場合は、間にスペース(空白)を挿入してください。

複数のキーワードを指定した場合、絞り込み条件を指定してください。

税番

税番に限定して、キーワードが含まれている情報が検索されます。キーワードは単一のみでも、範囲で指定することもできます。

~

税番を2桁以上、9桁以下の数字で指定してください。

9桁に満たない場合は前方一致で検索されます。

登録番号

登録番号に限定して、キーワードが含まれている情報が検索されます。キーワードは単一のみでも、範囲で指定することもできます。